

国民年金法施行令等の一部を改正する政令案について（概要）

厚生労働省年金局年金課
厚生労働省障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局家庭福祉課

1. 改正の趣旨

- 所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）及び地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）において、特定親族特別控除が創設（※）された。
 - ※ 特定親族特別控除の創設について
19 歳以上 23 歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が 85 万円までは、親等が特定扶養控除と同額（63 万円）の所得控除を受けられ、大学生年代の子等の合計所得金額が 85 万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減することとするもの。
- 年金制度における保険料を拠出していないものの福祉的な観点から支給する 20 歳前の傷病による障害基礎年金（以下「20 歳前障害基礎年金」という。）等の支給停止や保険料免除を行う際の、受給権者や被保険者等の所得について、基礎となる金額から、地方税法に規定する一部の各種控除額に相当する額を控除して計算していることから、年金制度等においても、所得税法等の改正に準じた見直しを行うもの。

2. 改正の概要

- 20 歳前障害基礎年金等の支給停止や保険料免除の要件として前年の所得を用いる以下の制度において、受給権者や被保険者等の所得の算定に当たり考慮する各種控除額について、所得税法等の一部を改正する法律等により創設された特定親族特別控除額を追加する。
 - ① 国民年金保険料の免除等制度（国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）の一部改正）
 - ② 20 歳前障害基礎年金の支給停止（国民年金法施行令の一部改正）
 - ③ 児童扶養手当の支給の制限（児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）の一部改正）
 - ④ 特別児童扶養手当等の支給の制限（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号）の一部改正）
 - ⑤ 老齢福祉年金の支給停止（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和 61 年政令第 54 号）の一部改正）
 - ⑥ 特別障害給付金の支給の制限（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成 17 年政令第 56 号）の一部改正）
 - ⑦ 障害・遺族年金生活者支援給付金の支給の制限（年金生活者支援給付金の支給に関する

る法律施行令（平成 30 年政令第 364 号）の一部改正）

3. 根拠条項

- ・ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 36 条の 3 第 2 項、第 90 条の 2 第 5 項及び第 90 条の 3 第 3 項
- ・ 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 13 条
- ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 10 条
- ・ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 32 条第 11 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 1 条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国年法」という。）第 79 条の 2 第 5 項において準用する旧国年法第 66 条第 5 項
- ・ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年法律第 166 号）第 11 条
- ・ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）第 15 条第 3 項及び第 20 条第 3 項

4. 施行期日等

公布日：令和 7（2025）年 10 月（予定）

施行期日：令和 8（2026）年 4 月 1 日